

令和6年(2024年)8月1日から 特定医療費（指定難病）受給者証

への指定医療機関名の記載方法を変更します

○2024年8月1日以降、申請者等の負担軽減のため、佐賀県が発行する受給者証には指定医療機関名の記載を廃止し、「難病法に基づき各都道府県等が指定する医療機関」と記載します。

○これに伴い、今後は、各種申請時等には原則として医療機関名の記載が不要になります。

○今後も、難病法に基づき指定された医療機関であれば、受給者証に記載のない医療機関でも使用できます。

(変更前)

指定医療機関	
病院・診療所	令和S大学医学部附属病院 平成A医院
薬局	K薬局昭和店
訪問看護事業者等	訪問看護ステーション けんちょう

令和4年7月1日以降、難病法に基づき指定された指定医療機関であれば、この証に記載のない医療機関でも使用できます。

(変更後)

指定医療機関	
病院・診療所	難病法に基づき各都道府県等が指定する医療機関(医科)
薬局	難病法に基づき各都道府県等が指定する医療機関(薬局)
訪問看護事業者名	難病法に基づき各都道府県等が指定する医療機関(訪問看護)

難病法に基づき指定された指定医療機関であれば、この証に記載のない医療機関でも使用できます。

記載変更部分